

8月下旬號



市役所から
御家庭へ

商業 上の基礎資料

九月一日商業調査を實施

来る九月一日現在で商業者について商業調査が実施されます。
此の調査の目的は、商業機關の活動状況を明らかにし、商業政策上の基礎資料となるものであります。

当市の市内電話については、施設面では、或いは交換作業面で市民の方にも種々の不便を掛けていますが、現在の電話施設の概況をお知らせし理解を深めて戴きまして他人に迷惑を及ぼさないよう、皆さんにおかれても次の点に御協力を御願いたしたいと思います。

- (イ) 施設の概況
- (ロ) 設備の種類磁石式十回線交換設備
- (ハ) 局線数、五本(七本)

市役所電話の實情 不便でしようが御協力を

市内だけでは十組が会話出来ません。
局線五本を使いますと市内だけは五組になり

此の調査は統計法に基く指定統計調査であり、直接個人の秘密や利害に關する目的の為に使用されませんので御安心の上、申告していただきます。
商業者の方々は調査員の方から御手許に調査票が配布されますので、調査員の指導、その他、調査票裏面の提要に従つて商業者自身で記入して戴きます。
正しい申告に依つて

- ① 卸賣業(製造卸は除く)
- ② 各種商品小賣業
- ③ 専門品小賣業
- ④ 製造小賣業
- ⑤ 飲食店
- ⑥ 代理商及仲立業

はじめ正しい結果が得られ、ひいては大村市 県、国の商業政策が正しい方向に導かれるのであります。
調査の対象を業態別に分けますと次の通りであります。

- ① 八月十六日、志願受付開始(九月三十日、志願受付締切)
- ② 十月十日から二十八日まで試験(十二月下旬、海士採用通知)
- ③ 一月下旬海士入隊
- ④ 二月上旬空士入隊
- ⑤ 二月上旬(中)旬陸士入隊

の理由は、市外通話用に(本線の順番が何時廻つて来るか分からないので、又は交換作業自体の為にそこで通常は九回線(従つて局線は四本)が使用されます。
最近の電話使用状況から当然、回線の増加が望まれるわけですが、現在の設備に、これ以上増すことは不可能であります。とすると此の際、旧式の磁石式を共電式十五回線に切り換へる方法しありませんが、約百五十万円(直接経費と現設備の移転作業、及び約一ヵ月以上の日時が必要で財政逼迫の折柄、急速な実施は困難な状態にあります。(総務課)

増すことは不可能であります。とすると此の際、旧式の磁石式を共電式十五回線に切り換へる方法しありますが、約百五十万円(直接経費と現設備の移転作業、及び約一ヵ月以上の日時が必要で財政逼迫の折柄、急速な実施は困難な状態にあります。(総務課)

増すことは不可能であります。とすると此の際、旧式の磁石式を共電式十五回線に切り換へる方法しありますが、約百五十万円(直接経費と現設備の移転作業、及び約一ヵ月以上の日時が必要で財政逼迫の折柄、急速な実施は困難な状態にあります。(総務課)

第38号
昭和29年8月20日
編集人 大村市秘書課長 藤戸三郎
長崎県大村市
発行所 大村市役所
電話代表 750番
印刷所 隆文社印刷所

陸・海・空

二万三千餘名

第二次自衛隊員を募集

自衛隊の増員、及び欠員補充のため陸士二万名、海士千六百名、空士千五百名を採用する。要項次の通り。(市民課明務係)

募集日程

- ① 八月十六日、志願受付開始(九月三十日、志願受付締切)
- ② 十月十日から二十八日まで試験(十二月下旬、海士採用通知)
- ③ 一月下旬海士入隊
- ④ 二月上旬空士入隊
- ⑤ 二月上旬(中)旬陸士入隊

応募資格

① 年令昭和四年十月二日生から昭和十一年十月一日生まで(昭和二十九年十月十日現在十八歳以上)

入隊

① 裸視視力〇・八以上又は矯正視力〇・二以上で矯正視力(眼鏡をかけた)〇・八以上海士に於ては裸視視力〇・八以上の者

入隊

① 裸視視力〇・八以上又は矯正視力〇・二以上で矯正視力(眼鏡をかけた)〇・八以上海士に於ては裸視視力〇・八以上の者

入隊

① 裸視視力〇・八以上又は矯正視力〇・二以上で矯正視力(眼鏡をかけた)〇・八以上海士に於ては裸視視力〇・八以上の者

るまでの者(法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者(日本国憲法、又は、その下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の団体を結成し又は、これに加入した者(志願受付等)

① 志願票は、市長村長より志願票二通、並びに受験票一通を受領し所要事項を記入の上、五円切手を貼付、市長村長に提出する。
(試験場予定地)
△長崎市△佐世保市△島原市△大村市△福江市△厳原町△武生水町

① 所要経費交付予定額) 概ね昭和二十九年年度第一次保安隊員募集時の交付額
(連絡先)
大村市馬場陸上自衛隊大村駐屯地部隊募集班、(電大村八〇三番)

●原動機付自轉車用鑑札の一斉取替を

昭和二十九年八月二十三日から昭和二十九年

八月二十八日まで六日間、午前八時三〇分より

午後四時迄、市役所税務課で行います。

印鑑を持つて来下さい。(税務課)

印鑑を持つて来下さい。(税務課)

「税務課から急告」

八月三十一日は、固定資産税第三期分の納期です。お忘れなく納期内に完納して下さい。なお市民税第一期分の督促納期でもあります。未納の方は必ず指定期限迄に完納して下さい。

